

議案第57号

令和8年度双葉町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度双葉町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度双葉町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第8条を9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項                | 期 間                 | 限度額        |
|--------------------|---------------------|------------|
| 水処理センター等施設維持管理業務委託 | 令和8年度から<br>令和18年度まで | 600,000 千円 |

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目）       | （既決予定額）      | （補正予定額）  | （計）          |
|-------------|--------------|----------|--------------|
| 収 入         |              |          |              |
| 第1款 下水道事業収益 | 1,086,948 千円 | 3,576 千円 | 1,090,524 千円 |
| 第2項 営業外収益   | 1,084,467 千円 | 3,576 千円 | 1,088,043 千円 |
| 支 出         |              |          |              |
| 第1款 下水道事業費用 | 1,086,948 千円 | 3,576 千円 | 1,090,524 千円 |
| 第1項 営業費用    | 1,079,471 千円 | 3,576 千円 | 1,083,047 千円 |

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない

経費の額を、次のとおり補正する。

| (科 目)       | (既決予定額)   | (補正予定額)  | (計)       |
|-------------|-----------|----------|-----------|
| (1) 職員給与費   | 10,062 千円 | 2,458 千円 | 12,520 千円 |
| (他会計からの補助金) |           |          |           |

第5条 予算第9条中「810,837 千円」を「814,413 千円」に改める。

令和8年9月8日提出

双葉町長 伊澤 史朗